

## 児童手当・児童扶養手当 業務用封筒の広告を募集します



キノピー

広告の掲載規格 11 枚縦 4 センチメートル×横 9 センチメートル、黒 1 色で封筒裏面に掲載  
 募集枚数 4 枚  
 掲載料 1 枚 5 万 1 200 円 (税込み)  
 封筒の規格 長形 3 号 (120 ミリメートル×235 ミリメートル)  
 作成予定枚数 1 万 6 000 枚  
 使用期間 平成 31 年 4 月上旬から在庫がなくなるまで (約 1 年間)  
 応募条件 納付すべき市税など滞納していないこと  
 申し込み 11 月 22 日 (木) までに、申込用紙に必要事項を記入し、直接、市役所 1 階の子育て支援課へ。広告掲載基準、掲載の順位などは、桐生

市公用封筒広告掲載要綱をご覧ください。申込用紙と桐生市公用封筒広告掲載要綱は、子育て支援課と市ホームページにあります。  
 問い合わせは、子育て支援課子育て支援係 (☎内線 268) へ。

## 国民年金保険料の追納を

国民年金保険料の免除や学生の納付特例、納付猶予の承認を受けた人は、保険料を全額納付した人に比べ、将来受け取る年金額が少なくなってしまう。

受給額を増やすために、免除などの承認を受けた期間の全部または一部を、過去 10 年分まで遡って納付することができます。

ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して 3 年度目以降分を追納する場合は、当時の保険料に加え経過した年数に応じた加算額を上乗せして納めていただきます。

問い合わせは、市民課年金係 (☎内線 273) または桐生年金事務所 (☎44 - 2311) へ。

## ごみと再生資源の 収集カレンダーへの広告を募集します

ごみ収集カレンダーは、6 種類 6 万 3 000 枚作成され、市内全世帯へ毎戸配布されます。

広告の掲載規格 11 枚縦 25 ミリメートル×横 94 ミリメートル  
 募集枚数 3 枚  
 掲載料 1 枚 5 万 4 000 円 (税込み)

申し込み 12 月 3 日 (月) から

ら 14 日 (金) までに、申込用紙に必要事項を記入し、広告原稿を添えて直接、清掃センターへ。なお、掲載の可否については、審査があります。

申込用紙と要綱などは、清掃センター清掃係のほかホームページにあります。

問い合わせは、清掃センター清掃係 (☎74 1014) へ。



## 特別障害者手当、 障害児福祉手当の申請

特別障害者手当と障害児福祉手当の申請を受け付けています。いずれも本人および扶養義務者の所得制限があります。

問い合わせは、福祉課障害福祉係 (☎内線 266) へ。

### ▼特別障害者手当

対象 = 著しく重度の障害にあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする 20 歳以上の在宅している人

金額 = 月額 2 万 6,940 円

### ▼障害児福祉手当

対象 = 日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅している人

金額 = 月額 1 万 4,650 円

## 季節資金（年末）をご利用ください

対象は、次の全てに該当し、年末の運転資金（賞与の支払い、仕入れなど）を必要とする人です。

- ①市内の中小企業者
  - ②市内に店舗、工場、事務所などを持つている
  - ③同一業種を1年以上継続している
- 限度額 1,000万円  
年利 1・5パーセント以内

融資期間 6か月以内  
返済方法 分割または一括返済

申し込み 11月1日（木）から平成31年1月31日（木）までに、市内およびみどり市大間々町などの金融機関（農業協同組合とゆうちょ銀行を除く）へ。  
問い合わせは、取扱金融機関または産業政策課商業・金融係（☎内線583）へ。

## 桐生厚生総合病院職員採用試験

作業療法士を募集します。  
採用予定期日は、平成31年4月1日です。

採用予定人数 若干人  
受験資格  
①年齢要件  
平成元年4月2日以降に生まれた人  
②資格要件  
当該職種の資格（免許）を持つ人または平成31年4月ま

でに取得見込みの人  
試験期日・内容 面接試験および口述試験を12月中旬に予定

申し込み 11月1日（木）から20日（火）まで（土、日、祝日を除く）に、直接（午前9時から午後5時まで）または郵送（必着）で、桐生厚生総合病院2階の総務課人事係へ。申込用紙は、11月1日

（木）から同病院総務課で配布するほか、同病院ホームページにもあります。

病院見学 随時受け付けますので、事前に同病院リハビリテーション科（☎447154）へ申し込んでください。  
問い合わせは、桐生厚生総合病院総務課人事係（☎447163）へ。

## 油流出事故にご注意ください

河川などでの油流出事故は、私たちの生活に大きな影響を及ぼします。

家庭で使用した油は、地域の公民館で実施している廃食用油の回収に協力していただき、側溝や下水道に流さないようにしてください。

事業所で使用した油は、廃棄物処理業者による適正な処理をお願いします。

油の流出を発見した場合は、被害を最小限に抑えるため、直ちに環境課環境保全係（☎内線318）、消防本部（☎47-1700）、群馬県東部環境事務所（☎0276-31-2517）、または桐生警察署（☎43-0110）へ連絡してください。

問い合わせは、環境課環境保全係（☎内線318）へ。



## 禁止されています 野外でのごみの焼却

秋から冬にかけて、野外焼却の苦情や問い合わせが多くなります。

ドラム缶やブロック積み、穴などでの野外焼却は、周囲の人の迷惑になるだけでなく、ダイオキシンなどの有害物質が発生するおそれがありますので、絶対に行わないでください。

例外的に、農作物の病害虫防除などや一時的で小規模なものなどについては、野外焼却が認められています。苦情があった場合は、指導の対象になります。

問い合わせは、環境課環境保全係（☎内線320）または群馬県東部環境事務所（☎0276-31-2517）へ。

# 11月は児童虐待防止推進月間です 「未来へと 命を繋ぐ 189 (いちはやく)」

## 児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

虐待は犯罪です。  
虐待の連絡は匿名で行うこともできます。連絡者や連絡内容に関する秘密も守られます。  
問い合わせは、子育て支援課子育て相談係(☎43

- 2000)、健康づくり課母子保健係(☎47 - 1152)、新里支所市民生活課福祉係(☎74 - 2904)、黒保根支所市民生活課市民サービス係(☎96 - 2112)またはお近くの民生・児童委員へ。

## 児童虐待とは

### 身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

### 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

### ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

### 心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

## 子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか

### 子どものサイン

●いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある●不自然な傷や打撲のあとがある●衣類や体がいつも汚れている●落ち着きがなく乱暴である●表情が乏しい、活気がない●夜遅くまで一人で家の外にいる

### 保護者のサイン

●地域などと交流が少なく孤立している●小さい子どもを家においたまま外出している●子育てに関して拒否的・無関心である。強い不安や悩みを抱えている●子どものけがについて不自然な説明をする

## おはなし会

### ～絵本で楽しむ親子のひととき～

毎月図書館で行っている「おはなし会」との連携事業です。

絵本の読み聞かせのこつや、絵本の選び方なども紹介します。自由に入出入りできるので、気軽に参加してください。

絵本の読み聞かせを通じて、良好な親子関係を築きましょう。

期日=11月15日(木)

時間=午前10時30分～11時15分頃

場所=図書館新聞・雑誌コーナー

問い合わせは、子育て支援課子育て相談係(☎43 - 2000)へ。



## 児童虐待かもと思ったら すぐにお電話ください

あなたの1本の電話で救われる  
子どもがいます



お住まいの地域の児童相談所につながります。  
※一部のIP電話からはつながりません。  
※通話料がかかります。